

## 【表紙】

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書   |
| 【提出先】      | 関東財務局長  |
| 【提出日】      | 平成24年12月26日   |
| 【会社名】      | 株式会社ネクシィーズ  |
| 【英訳名】      | Nexyz. Corporation  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 近藤 太香巳  |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号  |
| 【電話番号】     | 03-5459-7444  |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役管理本部長 松井 康弘  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号  |
| 【電話番号】     | 03-5459-7444  |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役管理本部長 松井 康弘  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1 【提出理由】

平成24年12月21日の当社第23期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月21日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を追加する。

単元株式を1株から100株に変更し、単元株制度を採用する。平成24年11月15日の取締役会において、単元株制度の採用とあわせて1株につき10株の割合で株式分割を行うことを決定しており、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更する。なお、効力発生日は平成25年4月1日とする。

単元株制度の採用に伴い、第7条（単元株式数）を新設する。また、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）を新設し、これらに伴い現行定款第7条以下の条数をそれぞれ繰り下げる。なお、効力発生日は平成25年4月1日とする。

#### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、近藤太香巳、大前成平、松井康弘及び藤野剛志の4名を選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

社外監査役として、佐藤裕久氏を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 株主総会<br>決議事項 | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 賛成割合  | 決議結果 |
|--------------|------------|------------|------------|-------|------|
| 第1号議案        | 731,774    | 18,961     | -          | 97.20 | 可決   |
| 第2号議案        |            |            |            |       |      |
| 近藤 太香巳       | 731,358    | 19,378     | -          | 97.14 | 可決   |
| 大前 成平        | 738,673    | 12,063     | -          | 98.12 | 可決   |
| 松井 康弘        | 738,701    | 12,035     | -          | 98.12 | 可決   |
| 藤野 剛志        | 738,702    | 12,034     | -          | 98.12 | 可決   |
| 第3号議案        |            |            |            |       |      |
| 佐藤 裕久        | 745,271    | 287        | -          | 98.99 | 可決   |

(注) 各議案の決議要件は次のとおりです。

- 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 賛成割合は、出席株主の議決権の数に対し、賛成の意思表示が確認できた株主の議決権数の割合です。

### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上